

私たちの健康保険追補表

掲載内容に変更が生じたので、該当ページを以下のとおり訂正くださいますようお願いいたします。

該当ページ	変更前	変更後	変更理由																																					
P 2	年齢により自己負担割合が異なります 義務教育就学前……………2割 義務教育就学後 ～ 69 歳…3割 70 歳～ 74 歳……………<u>1割または2割</u> (現役並み所得者は3割)	年齢により自己負担割合が異なります 義務教育就学前……………2割 義務教育就学後 ～ 69 歳…3割 70 歳～ 74 歳……………<u>2割</u> (現役並み所得者は3割)	2014年度法改正により段階的に変更																																					
P 1 0	入院時の食事代には 受けられる給付 受けられる人 本人・家族 入院時食事療養費 1食あたり<u>360円</u>(*)を超えた額(1日3食を限度) ※65歳以上の高齢者が療養病床に入院した場合は、入院時生活療養費を支給。 *平成30年度～は460円となる予定です。 →入院して病院で食事の提供を受けたときに支給されます。	入院時の食事代には 受けられる給付 受けられる人 本人・家族 入院時食事療養費 1食あたり<u>限度額</u>を超えた額(1日3食を限度) ※65歳以上の高齢者が療養病床に入院した場合は、入院時生活療養費を支給。 →入院して病院で食事の提供を受けたときに支給されます。	2018年4月法改正により変更																																					
P 1 7	高齢者は自己負担が軽減されます。 ◆自己負担割合 <u>一般：1割または2割</u> 現役並み所得者：3割 ※ 現役並み所得者…標準報酬月額が28万円以上（年収が一定額に満たない場合は、届出により一般と同じ負担割合） ※ <u>昭和19年4月1日以前生まれの人は1割負担、昭和19年4月2日以降生まれの人は2割負担となります。</u>	高齢者は自己負担が軽減されます。 ◆自己負担割合 <u>一般：2割</u> 現役並み所得者：3割 ※ 現役並み所得者…標準報酬月額が28万円以上（年収が一定額に満たない場合は、届出により一般と同じ負担割合）	2014年度法改正により段階的に変更																																					
	◆自己負担限度額 70歳以上の人には、世帯ごとと個人ごと（外来の場合）の自己負担限度額があります。 <table><tr><th></th><th>自己負担限度額（世帯）</th><th>外来（個人）</th></tr><tr><td>一般</td><td>44,400円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>現役並み所得者</td><td>80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％*</td><td>44,400円</td></tr></table> *多数該当の場合、4ヵ月目以降は自己負担限度額が44,400円になります。 ※低所得者の自己負担限度額は上記より低額になります。 窓口負担は限度額まで 70歳以上は所得により自己負担割合が異なるため、所得区分のわかる「高齢受給者証」が発行されます。そのため、「限度額適用認定証」がなくても、窓口での負担は自動的に限度額までとなります（世帯合算した額が自己負担限度額を超える場合は後から払い戻しを受けます）。		自己負担限度額（世帯）	外来（個人）	一般	44,400円	12,000円	現役並み所得者	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％*	44,400円	◆自己負担限度額 70歳以上の人には、世帯ごとと個人ごと（外来の場合）の自己負担限度額があります。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">1ヶ月の自己負担限度額</th></tr><tr><th>外来（個人ごと）</th><th>外来＋入院（世帯ごと）</th></tr><tr><td colspan="2">現役並みⅢ 標準報酬月額83万円以上</td><td colspan="2">252,600円＋ （総医療費－842,000）×1％ 【多数該当 140,100円】※</td></tr><tr><td colspan="2">現役並みⅡ 標準報酬月額53万円以上83万円未満</td><td colspan="2">167,400円＋ （総医療費－558,000）×1％ 【多数該当 93,000円】※</td></tr><tr><td colspan="2">現役並みⅠ 標準報酬月額28万円以上53万円未満</td><td colspan="2">80,100円＋ （総医療費－267,000）×1％ 【多数該当 44,400円】※</td></tr><tr><td colspan="2">一般 標準報酬月額28万円未満</td><td>18,000円 （年間上限144,000円）</td><td>57,000円 【多数該当44,400円】※</td></tr><tr><td rowspan="2">低所得者 （住民税未課税）</td><td>Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr></table> ※過去12ヶ月以内に3回以上、限度額に達成した場合は、4回目から多数該当となり【】内の金額に下がります。 窓口負担は限度額まで 70歳以上は所得により区分が異なるため、所得区分のわかる「高齢受給者証」が発行されます。そのため一般、現役並みⅢの方は、「高齢受給者証」を提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。 現役並みⅠ、現役並みⅡの方は、「限度額適用認定証」を提示することで自己負担限度額までの支払いとなるため、長期入院等で1ヶ月の医療費が上の表を上回る場合は、限度額適用認定証の交付の手続きが必要となります。	区 分		1ヶ月の自己負担限度額		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	現役並みⅢ 標準報酬月額83万円以上		252,600円＋ （総医療費－842,000）×1％ 【多数該当 140,100円】※		現役並みⅡ 標準報酬月額53万円以上83万円未満		167,400円＋ （総医療費－558,000）×1％ 【多数該当 93,000円】※		現役並みⅠ 標準報酬月額28万円以上53万円未満		80,100円＋ （総医療費－267,000）×1％ 【多数該当 44,400円】※		一般 標準報酬月額28万円未満		18,000円 （年間上限144,000円）	57,000円 【多数該当44,400円】※	低所得者 （住民税未課税）	Ⅱ	8,000円	24,600円	Ⅰ	15,000円	2018年8月法改正
	自己負担限度額（世帯）	外来（個人）																																						
一般	44,400円	12,000円																																						
現役並み所得者	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％*	44,400円																																						
区 分		1ヶ月の自己負担限度額																																						
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）																																					
現役並みⅢ 標準報酬月額83万円以上		252,600円＋ （総医療費－842,000）×1％ 【多数該当 140,100円】※																																						
現役並みⅡ 標準報酬月額53万円以上83万円未満		167,400円＋ （総医療費－558,000）×1％ 【多数該当 93,000円】※																																						
現役並みⅠ 標準報酬月額28万円以上53万円未満		80,100円＋ （総医療費－267,000）×1％ 【多数該当 44,400円】※																																						
一般 標準報酬月額28万円未満		18,000円 （年間上限144,000円）	57,000円 【多数該当44,400円】※																																					
低所得者 （住民税未課税）	Ⅱ	8,000円	24,600円																																					
	Ⅰ		15,000円																																					

該当ページ	変更前	変更後	変更理由																																
P 1 8	●健診の種類 *検査項目や医療機関別の健診料金等は、中電健保のホームページをご覧ください。 <table><tr><th></th><th>受診できる人</th><th>募集時期</th><th>健保補助</th></tr><tr><td>人間ドック</td><td>・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族</td><td>毎年11月</td><td>50%</td></tr><tr><td>中電健保健診</td><td>・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族</td><td>毎年11月</td><td>50%</td></tr><tr><td>特定健診</td><td>・40～74歳の任意継続本人 ・40～74歳の被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族</td><td>毎年11月 翌年再募集あり</td><td>100% (基本項目のみの受診)</td></tr></table>		受診できる人	募集時期	健保補助	人間ドック	・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月	50%	中電健保健診	・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月	50%	特定健診	・40～74歳の任意継続本人 ・40～74歳の被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月 翌年再募集あり	100% (基本項目のみの受診)	●健診の種類 *検査項目や医療機関別の健診料金等は、中電健保のホームページをご覧ください。 <table><tr><th></th><th>受診できる人</th><th>募集時期</th><th>健保補助</th></tr><tr><td>人間ドック</td><td>・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族</td><td>毎年11月</td><td>50%</td></tr><tr><td>中電健保健診</td><td>・任意継続本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族</td><td>毎年11月</td><td>50%</td></tr><tr><td>特定健診</td><td>・40～74歳の任意継続本人 ・40～74歳の被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族</td><td>毎年11月 翌年再募集あり</td><td>100% (基本項目のみの受診)</td></tr></table>		受診できる人	募集時期	健保補助	人間ドック	・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月	50%	中電健保健診	・任意継続本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月	50%	特定健診	・40～74歳の任意継続本人 ・40～74歳の被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月 翌年再募集あり	100% (基本項目のみの受診)	中電健保健診の「受診できる人」を本人から任意継続本人のみへ変更
	受診できる人	募集時期	健保補助																																
人間ドック	・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月	50%																																
中電健保健診	・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月	50%																																
特定健診	・40～74歳の任意継続本人 ・40～74歳の被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月 翌年再募集あり	100% (基本項目のみの受診)																																
	受診できる人	募集時期	健保補助																																
人間ドック	・本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月	50%																																
中電健保健診	・任意継続本人 ・被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月	50%																																
特定健診	・40～74歳の任意継続本人 ・40～74歳の被扶養配偶者 ・40～74歳の被扶養家族	毎年11月 翌年再募集あり	100% (基本項目のみの受診)																																
P 1 9	保健事業のご案内 *保健事業の詳細は、中電健保のホームページをご覧ください。 ●健康に役立つ情報をお届け ●ホームページ…スマートフォンからもご覧いただけます。 ●機関誌「みらい」の発行（年3回）…5月・10月・1月 ●病気の早期発見・予防に ●人間ドック ●中電健保健診 ●特定健診・特定保健指導 年に1回は健診を受けて、病気の予防と早期発見に努めましょう。 ●インフルエンザ予防接種費用補助…10月から接種スタートです。 ●無料歯科健診…<u>歯科健診センターへ予約しましょう。</u> ●スポーツで健康に ●スポーツクラブ…割安料金でご利用いただけます。 ●健康ウォーク…春と秋に開催です。 ●その他 ●健康相談「<u>健康・こころのオンライン</u>」…フリーダイヤル（0120-642-772）で気軽にご相談ください。 ●ジェネリック医薬品切り替え削減通知…切り替えをご検討ください。 ●健康に関するレンタルDVDの貸出し…研修などにご利用ください。 ●<u>高齢者訪問相談事業</u>…保健師が電話やご自宅で、健康に関する相談や悩みをお聞きます。	保健事業のご案内 *保健事業の詳細は、中電健保のホームページをご覧ください。 ●健康に役立つ情報をお届け ●ホームページ…スマートフォンからもご覧いただけます。 ●機関誌「みらい」の発行（年3回）…5月・10月・1月 ●病気の早期発見・予防に ●人間ドック ●中電健保健診 ●特定健診・特定保健指導 年に1回は健診を受けて、病気の予防と早期発見に努めましょう。 ●インフルエンザ予防接種費用補助…10月から接種スタートです。 ●無料歯科健診…<u>愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、長野県の各歯科医師会と、(株)歯科健診センターの歯科健診を無料で受診いただけます。（年2回）</u> ●スポーツで健康に ●スポーツクラブ…割安料金でご利用いただけます。 ●健康ウォーク…春と秋に開催です。 ●その他 ●<u>健康ポータルサイト Pep Up 個別性の高い健康情報の配信や、各種イベント「Pepスマイルチャレンジ」を開催します。</u> ●ジェネリック医薬品切り替え削減通知…切り替えをご検討ください。 ●健康に関するレンタルDVDの貸出し…研修などにご利用ください。	・健康相談「健康・こころのオンライン」、高齢者訪問相談事業：2017年3月末に事業を廃止したため削除 ・健康情報ポータルサイトPep Up:2017年3月に事業を開始したため追加 ・無料歯科健診:2019年10月より事業を拡大																																
裏表紙	中電健保の事業 4月 特定健診再募集 健康ウォーク 5月 機関誌「みらい」発行 6月 特定保健指導ご家族対象者へ通知(随時通知) 人間ドック等健診受診開始(任意継続の方) 6～7月 <u>高齢者訪問相談事業</u> 7月 特定健診再々募集 9月 扶養家族の状況確認および保険証現物確認 10月 インフルエンザ予防接種費用補助スタート 健康ウォーク 機関誌「みらい」発行 11月 人間ドック等健診募集(翌年受診分) 1月 機関誌「みらい」発行 3月 保険料および人間ドック等健診のご案内(任意継続の方) 人間ドック等健診受診開始 通年および随時実施 ●ジェネリック医薬品利用促進 ●無料歯科健診 ●<u>健康・こころのオンライン</u> ●スポーツクラブ ●レンタルDVD	中電健保の事業 4月 特定健診再募集 健康ウォーク 5月 機関誌「みらい」発行 6月 特定保健指導ご家族対象者へ通知(随時通知) 人間ドック等健診受診開始(任意継続の方) 7月 特定健診再々募集 9月 扶養家族の状況確認および保険証現物確認 10月 インフルエンザ予防接種費用補助スタート 健康ウォーク 機関誌「みらい」発行 11月 人間ドック等健診募集(翌年受診分) 1月 機関誌「みらい」発行 3月 保険料および人間ドック等健診のご案内(任意継続の方) 人間ドック等健診受診開始 通年および随時実施 ●ジェネリック医薬品利用促進 ●無料歯科健診 ●<u>健康情報ポータルサイトPep Up</u> ●スポーツクラブ ●レンタルDVD	・6～7月 高齢者訪問相談事業、および、健康・こころのオンライン事業の廃止 ・健康情報ポータルサイトPep Upの追加																																
	http://www.chudenkenpo.or.jp/	https://www.chudenkenpo.or.jp/	セキュリティ強化によるURL変更																																

* アンダーライン部分が修正および削除箇所